

## 6. 区政運営の基本姿勢

- 6-1 協働による区政運営を推進する
- 6-2 行政改革を継続的に推進する
- 6-3 基礎自治体としての基盤を確立する

## 6. 区政運営の基本姿勢

### 6-1 協働による区政運営を推進する

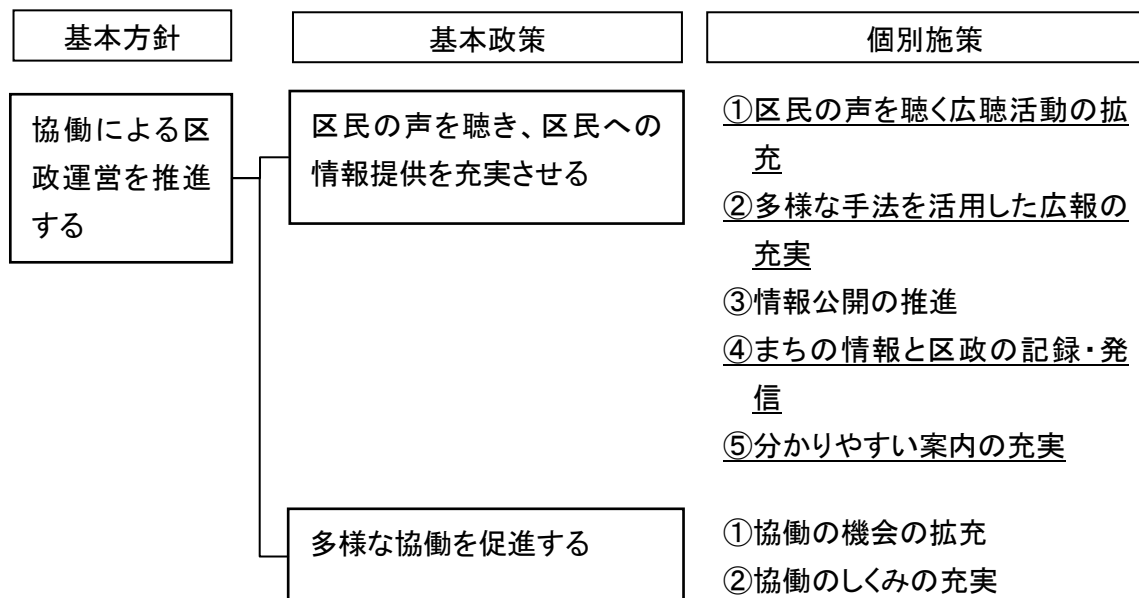
区内では、町会・自治会、商店街をはじめ企業、大学、NPO、ボランティアなどの多様な主体が自発的・自主的な活動を力強く展開しており、これまで区は多くの事業を連携して進めてきました。

品川区が「住みよいまち 住んでよかったまち」でありつづけるよう、今後も、区民と区の信頼に基づいた協働のまちづくりを進め、多様な区民や団体の意欲と能力を活かし、地域が一体となったまちづくりに取り組みます。このため、区民の声を幅広く聴き、区民への情報提供を充実させるとともに、多様な区民や団体が出会い、連携・協働する機会の拡充を図っていきます。

情報発信については、品川区の魅力を区内外に発信し、総合的かつ効果的に行い、高齢者・障害者、外国人などにも配慮した様々なしくみをつくるため、区政に関する情報だけでなく、地域情報の収集と発信にも取り組みます。

また、多様な協働を促進するためには、区は地域や団体の事情に合わせて地域の課題を地域の区民や団体が発見し、連携して解決していくといった活動やサービスが的確に行われるよう、活動の支援、地域の人びとや団体を結びつける取り組みを進めます。

#### 《施策体系図》



## 6-1-1 区民の声を聴き、区民への情報提供を充実させる

## ①区民の声を聴く広聴活動の拡充

区民と区との信頼に基づいたパートナーシップを確立するために、広聴のしくみを拡充します。

全体計画	現況 平成27年度 末見込み	必要事業量 (平成28～ 30年度)	計画内容		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
意見交換が活発になるしきみづくり	タウンミーティングの推進	・タウンミーティングの充実 ・新たな広聴手段の検討・充実	タウンミーティングの充実 新たな広聴手段の検討・充実 【タウンミーティング開催回数】		
			2回	2回	2回

(実施課：広報広聴課)

## ②多様な手法を活用した広報の充実

区政に関する情報はもとより、シティプロモーション<sup>※1</sup>も積極的に進め、区内で活躍する団体・区民などの取り組みを各種媒体を通じて発信し、区民の区政への関心を高めるよう広報活動の充実を図ります。

全体計画	現況 平成27年度 末見込み	必要事業量 (平成28～ 30年度)	計画内容		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
区民とともに 行う 情報発信の充実	・広報ボランティアの活用 ・イメージアップ運動の推進	情報発信の充実	広報ボランティアの活用 【取材依頼件数(CATV)】		
			200件	200件	200件
			イメージアップ運動を通じた情報発信の充実 【職員報(ふれあい)年間発行部数】		
			54,000部	54,000部	54,000部
			情報発信手段の充実		

(実施課：広報広聴課)

※1：シティプロモーション 区外からの来訪者や転入者を増やすとともに、区民の区に対する愛着をさらに高めていただくため、区のもつ魅力を様々な手法で発信していく取り組みです。

全 体 計 画	現況 平成 27 年度 末見込み	必要事業量 (平成 28～ 30 年度)	計 画 内 容		
			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
情報要支援者のための情報提供の充実	情報要支援者のための情報提供	情報提供の充実	情報要支援者のための情報提供の充実 【声の広報利用者数】 75 人      75 人      75 人		

(実施課：広報広聴課)

全 体 計 画	現況 平成 27 年度 末見込み	必要事業量 (平成 28～ 30 年度)	計 画 内 容		
			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
シティプロモーションの推進	シティプロモーションの推進	シティプロモーションの推進	シティプロモーションの推進 【メディア認知度(区外:隔年実施)】 60%以上      —      65%以上		

(実施課：広報広聴課)

### ③情報公開の推進

区民と区との協働によるまちづくりを進めるため、情報公開制度の適正な運用を進め、区政に関する情報を積極的に提供します。

### ④まちの情報と区政の記録・発信

区政に関する情報とともに、区民に必要なまちの情報も収集・記録し、多様なメディアを活用して積極的に発信します。

また、情報を区民と区とが共有できるようにすることで、区民の自発的・自主的な活動を支援します。

全体計画	現況 平成27年度 末見込み	必要事業量 (平成28～ 30年度)	計画内容		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
区政資料の収集 と情報提供の充 実	区政資料コー ナーの充実	区政資料コー ナーの充実	区政資料コーナーの充実 【区政資料コーナー利用者数】 10,000人   10,000人   10,000人		

(実施課：広報広聴課)

全体計画	現況 平成27年度 末見込み	必要事業量 (平成28～ 30年度)	計画内容		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
区政・地域情報 の発信と活用	・WEB写真館 の運営 ・WEB映像館 の運営	・WEB写真館の 充実 ・WEB映像館の 充実	WEB写真館の充実 WEB映像館の充実 【WEB写真館総収蔵数】 9,000枚   9,200枚   9,400枚		

(実施課：広報広聴課)

### ⑤分かりやすい案内の充実

景観やすべての人にやさしい配慮、外国人向け表記など、案内に求められる様々な視点を考慮し、対象となる地域の特性や施設の目的に応じた分かりやすい案内の充実を図ります。

全体計画	現況 平成27年度 末見込み	必要事業量 (平成28～ 30年度)	計画内容		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
公共サインの設 置推進	サイン計画の 推進	分かりやすいサ イン表示の推進	サイン基本 マニュアル の改訂	分かりやすい サイン表示の推進	
			多言語対応の推進		
			【モデルルート整備数(累計)】 8ルート   9ルート   10ルート		

(実施課：広報広聴課)

**6-1-2 多様な協働を促進する****①協働の機会の拡充**

区民と区との協働により、地域の実情や特性に即したまちづくりを進めるため、区民と区との協働、団体相互の協働など、様々な協働・連携を行うことのできる機会や場を広げていきます。

**②協働のしくみの充実**

区民と区とのパートナーシップのもとに、協働によるまちづくりをさらに推進できるように連携・協力する意識づくりを広げていきます。

## 6-2 行政改革を継続的に推進する

品川区は、昭和 58 年（1983 年）以降、行財政改革に取り組み、不断の努力を続けてきました。

民間活力の活用や I C T 化などで、その結果、職員数は昭和 58 年（1983 年）当時と比べ、約 1,800 人の削減となりました。また、財政面においても健全な財政基盤を築き、区民ニーズに応じた新たな施策を積極的に展開するなど、大きな成果を挙げています。

今後も、区民ニーズを的確かつ迅速に把握し、それに応じた施策を展開しながら、機動的で柔軟な組織運営とともに事務事業を効果的・効率的に推進していきます。

また、今後、区有施設の多くが更新期を迎えることにより、大きな財政負担が想定されることから、平成 28 年度（2016 年度）に策定する「公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の改修等にあわせた複合化・多目的化など様々な取り組みを行い、区有施設の有効活用とともに、財政負担の軽減や平準化、公共施設配置の最適化を図ります。

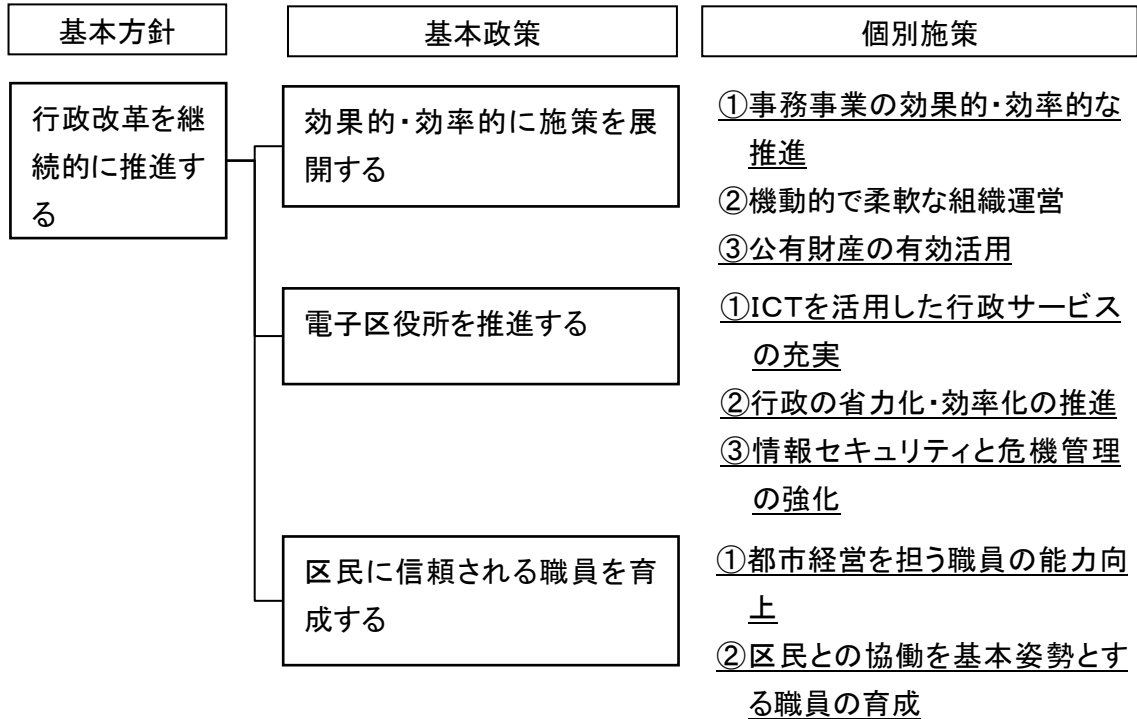
さらに、民間活力の適切な活用に加え、公共性・公平性の観点からの受益者負担の適正化についても検討します。

あわせて、I C T 化の急速な進展に対応して、これまで以上に情報通信技術を活用した効率化、サービス向上に取り組み、社会保障・税番号（マイナンバー）制度<sup>※1</sup>についても、区民に有益となるよう制度への対応を図ります。

これらの要請に応えるため、職員一人ひとりの能力開発・資質の向上を図ります。

※1：社会保障・税番号（マイナンバー）制度 複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤。社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）です。

《施策体系図》



6-2-1 効果的・効率的に施策を展開する

①事務事業の効果的・効率的な推進

これまでの事務事業の成果を検証し、さらに効果的かつ効率的な取り組みを検討し、継続的に改善します。

また、こうした取り組みの一環として、迅速に区民サービスが提供できる手法についてもさらに検討します。

このほか、わかりやすい財務書類を作成することにより、区民への説明責任を一層果たすため、新公会計<sup>※1</sup>を導入します。資産・債権管理を適切に行い、今後の施設運営や行政評価に活用します。

※1：新公会計 「現金主義・単式簿記」によるこれまでの会計制度に「発生主義・複式簿記」といった企業会計手法を導入し、資産・負債などのストック情報やコストを把握する取り組みです。



全体計画	現況 平成27年度 末見込み	必要事業量 (平成28～ 30年度)	計画内容		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
民間活力の活用	民間委託等の 推進	民間事業者の活 用	協働・民間委託等の推進および 新しい公民連携手法の検討		
			指定管理者制度の活用および モニタリング評価システムの推進 【指定管理者新規導入施設数】		
			1施設	2施設	—

(実施課：企画調整課)

全体計画	現況 平成27年度 末見込み	必要事業量 (平成28～ 30年度)	計画内容		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
新公会計の整 備・活用	新公会計制度 導入の課題分 析検討	新公会計の整 備・活用	整備	整備・運用	活用

(実施課：会計管理室、企画調整課、財政課)

## ②機動的で柔軟な組織運営

区民サービスの効果的・効率的な提供という観点から組織を見直し、より機動的な組織運営を進めます。

### ③公有財産の有効活用

少子高齢化や区民ニーズの多様化により行政需要の変化している施設については、「公共施設等総合管理計画」の策定を踏まえ、複合化や集約化、さらに民間への一時的な貸付けなど、社会状況の変化に対応した適切な施設の有効活用を図ります。

また、施設の計画的な修繕・改修を進め、長寿命化することで、維持管理コストの適正化を図ります。

全体計画	現況 平成27年度 末見込み	必要事業量 (平成28～ 30年度)	計画内容		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
老朽施設の計画的修繕・改修	計画的な修繕・改修	・公共施設等の総合管理 ・計画的な修繕・改修	公共施設等総合管理計画の策定  計画的な修繕・改修	計画に基づく施設のあり方検討、修繕・改修等	

(実施課：企画調整課、施設整備課)

全体計画	現況 平成27年度 末見込み	必要事業量 (平成28～ 30年度)	計画内容		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
公有地等の有効活用推進	公有地等の有効活用の検討・推進	公有地等の有効活用の検討・推進	有効活用の検討・推進		

(実施課：企画調整課)

6-2-2 電子区役所を推進する

① ICTを活用した行政サービスの充実

迅速処理、自動処理、情報伝達性に優れ、時間と場所の制約を受けないなどのICTの特性を活用するとともに、社会保障・税番号(マイナンバー)制度の運用開始や、ICT技術革新の動きを捉え、さらなる区民サービスの向上を図ります。

全体計画	現況 平成27年度 末見込み	必要事業量 (平成28～ 30年度)	計画内容		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
区民サービスの 電子化	手続の電子化	各種手続の電子 化の拡大	電子申請の拡大		
			【電子申請手続件数】		
			3,750件	3,800件	3,850件
			クレジット納 付システム 整備	クレジット納 付運用テス ト・利用開始	クレジット 納付運用
	【クレジット納付による収納件数】				
	—	1,200件	4,900件		
	・自治体等連 携システム構 築 ・コンビニ交付 システム構築 ・個人番号独 自利用検討・ 開始	・システム整備・ テスト ・個人番号利用 推進	システム 整備・運用 テスト	自治体間等 連携の開始	システム 運用
			コンビニ交付 開始	コンビニ交付運用	
個人番号独自利用推進					
【添付書類省略が可能となる事務数】					
—	45事務	45事務			

(実施課：情報推進課)

## ②行政の省力化・効率化の推進

区職員がそれぞれの役割に応じて、政策検討に円滑に関わることができるように、庁内の情報共有を強化します。業務の省力化・効率化のために情報基盤を整備し、情報通信機器の統合化およびシステムの最適化を推進することで、住民福祉の向上を目的とした行政サービスのさらなる充実を図ります。

さらに、区民や団体・企業との協働に情報通信技術が効果的に活用できるように、職員の能力開発を行い、高度な自治体経営の実現に向けて職員の意識向上を図ります。

全体計画	現況 平成 27 年度 末見込み	必要事業量 (平成 28～ 30 年度)	計画内容		
			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
行政の省力化・ 効率化の推進	周辺機器最適 化実施・運用	周辺機器最適化 実施・運用	学校教職員 用周辺機器 の最適化	学校教職員 用機器の個 人認証導入	全課・全施設 (学校含む。) 情報機器の 最適化、個 人認証導入
			周辺機器最適化実施・運用		
			【印刷経費削減額】 84,630 千円   91,688 千円   91,688 千円		
	情報共通基盤 の一部仮想化	情報共通基盤の 整備	各課システム共通基盤移行 【業務系サーバ仮想化数(累計)】 28 システム   56 システム   63 システム		
			VDI検証	VDI導入	
	—	VDI※1検証・導入	【職員端末のVDI対応数】 100 台   1,300 台   900 台		

(実施課：情報推進課)

※1：VDI Virtual Desktop Infrastructure の略。職員端末を切り替え、PCに最低限の機能しか持たせず、管理サーバが集中的に各端末のソフトウェア更新やデータ保存を管理する方式とすることにより、ペーパーレス化や情報セキュリティ強化を進める取り組みです。

### ③情報セキュリティと危機管理の強化

I C Tの高度利活用が進む一方で、新たなコンピュータ・システムへの攻撃や、サイバー犯罪の増加などに対応した情報セキュリティのレベルアップが必要です。

引き続き、物理的、技術的、人的な対応を図り、情報に対する意識の向上と個々の職員、組織の両面から情報セキュリティ対策を強化します。

また、災害、事件の発生、基幹的業務システムの停止等、緊急を要する事態に組織的に対応するための情報システム業務継続計画を随時見直し、業務の継続を図ります。

全 体 計 画	現況 平成 27 年度 末見込み	必要事業量 (平成 28～ 30 年度)	計 画 内 容		
			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
情報セキュリティ の確保	セキュリティ対 策の推進	セキュリティ対策 の強化	情報機器等のセキュリティ強化		
			情報セキュリティマネジメントの推進		

(実施課：情報推進課)

全 体 計 画	現況 平成 27 年度 末見込み	必要事業量 (平成 28～ 30 年度)	計 画 内 容		
			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
災害時等におけ る業務継続計画 の推進	業務継続計画 の運用・更新	業務継続計画の 運用・更新	業務継続計画の運用・更新		

(実施課：情報推進課)

## 6-2-3 区民に信頼される職員を育成する

## ①都市経営を担う職員の能力向上

都市経営を担う職員を育成するため、政策形成能力やコーディネート能力の向上などを図ります。また、今後3年間に於いて約300名の職員が定年退職することを踏まえ、若手職員の能力向上を図るとともに、ベテラン職員のノウハウ継承を推進します。

全体計画	現況 平成27年度 末見込み	必要事業量 (平成28～ 30年度)	計画内容		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
区政運営の原動力としての新たな職員能力の開発	・職員キャリアデザイン顕彰制度 <sup>※1</sup> の実施 ・自治体間人材交流の推進 ・民間人材の活用の継続	新たな職員能力の開発	スペシャリスト型職員 <sup>※2</sup> 育成の推進		
			自治体間人材交流の推進		
			民間経験者活用、民間派遣研修の推進		
			公会計を活用できる人材の育成		
			【職員キャリアデザイン顕彰者数】		
			12人	12人	12人

(実施課：人事課)

## ②区民との協働を基本姿勢とする職員の育成

区民と区とが信頼に基づいたパートナーシップのもとに品川区のまちづくりを行うため、協働の基本姿勢を職員に浸透させていきます。

全体計画	現況 平成27年度 末見込み	必要事業量 (平成28～ 30年度)	計画内容		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
区民との協働を基本姿勢とする職員の育成	協働研修の実施	職員の育成	協働研修の充実		
			【協働をテーマとした研修の受講者数】		
			200人	200人	200人

(実施課：人事課、地域活動課)

※1：職員キャリアデザイン顕彰制度 自己啓発に取り組み区政に貢献した職員・教職員に対して褒章を行い、職員の職務に対する向上心を喚起し、職員の能力や組織の活力の向上を図ります。

※2：スペシャリスト型職員 特定の分野に関する深い知識や専門的な技術をもつ職員です。

### 6-3 基礎自治体としての基盤を確立する

平成12年(2000年)の都区制度改革により、23区は通常の「市」と同様の基礎自治体として位置づけられ、清掃事業も都から移管されましたが、都区の役割分担とこれに応じた財源配分といった改革の根幹をなす課題が積み残しとなりました。その後、これらの課題の解決に向けた都区間の協議は難航したものの、平成18年(2006年)2月には一定の整理がなされ、今後の都区のあり方について根本的かつ発展的に検討することで合意に至りました。この合意に基づき、同年11月、都区共同の検討組織である「都区のあり方検討委員会」が設置され、都区の事務配分、特別区の区域のあり方、税財政制度の3項目について協議が進められ、現在は、緊急の課題である児童相談所のあり方等について、都区のあり方検討とは、切り離して検討が行われているところです。

その中で、将来の都制度や東京の自治のあり方を明らかにしていくことが重要であるとの認識が都区の間で一致し、平成21年(2009年)9月に学識経験者も含めた都と区市町村共同で、「東京の自治のあり方研究会」を設置しました。平成27年(2015年)3月には最終報告が取りまとめられ、人口減少社会の到来、少子高齢化の進展といった東京を取り巻く実態を踏まえ、都と区市町村の役割分担のあり方が示されています。

また、平成18年(2006年)12月に地方分権改革推進法が成立し、さらなる権限と税財源の移譲に向けて、第2期の地方分権改革の論議が本格的にスタートしました。その後、地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図る「義務付け・枠付け」の見直しや基礎自治体への事務・権限の移譲を行うため、平成23年(2011年)から平成27年(2015年)までに、第一次から第五次までの「地方分権改革に係る一括法」が順次、成立し、さらなる地方分権に向けた法整備が進められています。

今後、少子高齢化が急速に進み、地域社会を巡る様々な課題が山積する中で、地域の実情に合わせたきめ細かな対応が求められています。住民にもっとも身近な基礎自治体である区の果たすべき役割と責任はますます重大になっており、区民の幅広い声を受けとめ期待に応えていくためにも、これまでも増して、区の役割と権限を拡充するとともに、これに応じた財政自主権の確立を急がなければなりません。

こうした観点から、今後とも、「身近な事務は区が担い、東京都は広域行政に徹する」といった、都区制度改革の原点に則した都区関係の構築に向けて全力を挙げる必要があります。

地方分権改革についても、住民に身近な事務は基礎自治体が優先して処理するといった「基礎自治体優先の原則」のもとで、国と都道府県、区市町村の役割分担の見直しを進め、国から地方への権限と税財源のさらなる移譲を実現することが不可欠です。

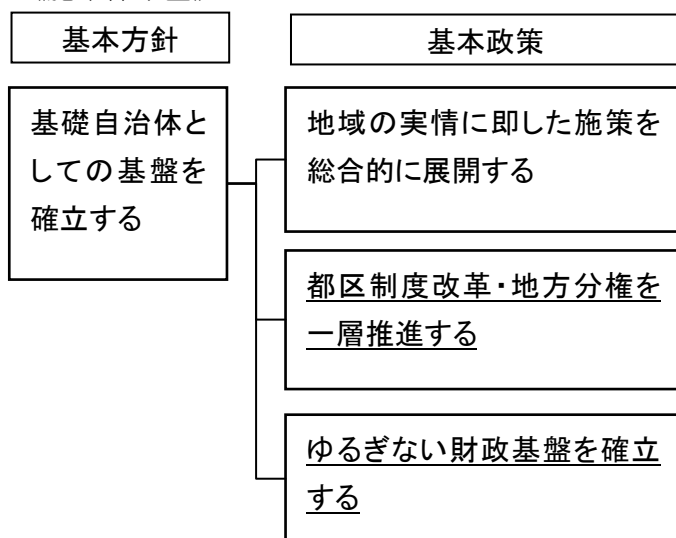
このため、これらの制度改革等に機動的に対応するとともに、国家戦略特区などを活用した規制緩和を推進していきます。

また、国の検討機関等において、大都市部と地方の税収格差の問題が取り上げられ、地方法人住民税の一部国税化など、地方法人課税の見直し等が進められていますが、こ

れは、地方税制の基本原則や地方分権に反するとともに、大都市部の抱える行政需要についての視点が欠けており、地方税の受益と負担の原則が歪められることのないよう、引き続き関係機関への働きかけなどを強めていく必要があります。

このほか、平成 26 年（2014 年）11 月に成立した「まち・ひと・しごと創生法」に基づく地方創生などの国の動きも注視しながら、将来の人口構造の変化を見据え、区が基礎自治体として持続的に発展していくため、区独自の取り組みだけでなく、全国自治体との連携強化を進め、区と地方との相互の地域の活性化・発展をめざします。

《施策体系図》





6-3-1 地域の実情に即した施策を総合的に展開する

6-3-2 都区制度改革・地方分権を一層推進する

区の果たすべき役割と責任の拡大を踏まえ、都区のあり方をはじめ、地方分権改革にも影響をもたらす制度改革に機動的に対応するとともに、国家戦略特区を活用した規制緩和の推進や、東京を含む各地域がともに発展・成長することを目的として、全国自治体との連携強化を進めます。

全体計画	現況 平成27年度 末見込み	必要事業量 (平成28～ 30年度)	計画内容		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
国家戦略特区事業の推進	国家戦略特区事業の推進	国家戦略特区事業の推進	国家戦略特区事業の推進 【区域計画認定事業数】 1事業   1事業   1事業		

(実施課：企画調整課)

全体計画	現況 平成27年度 末見込み	必要事業量 (平成28～ 30年度)	計画内容		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
全国自治体との連携強化	全国自治体との連携推進	全国自治体との連携推進	全国自治体との連携事業の検討・実施 【全国自治体との連携事業数(累計)】 8事業   12事業   16事業		

(実施課：企画調整課)

6-3-3 ゆるぎない財政基盤を確立する

区民サービスの充実と品川区の特色を発揮した施策の着実な実現に向けて、区税などの自主財源の安定確保に努めるとともに、これまで培ってきた財政力と健全財政を今後も持続可能なものとし発展を図ります。

全 体 計 画	現況 平成 27 年度 末見込み	必要事業量 (平成 28～ 30 年度)	計 画 内 容		
			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
住民税啓発・納付促進事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民税啓発活動の推進</li> <li>・口座振替事業の推進</li> <li>・租税教育の推進</li> </ul>	住民税啓発活動の充実	クレジット納付等の検討・実施		
			イベント参加等による住民税啓発活動の実施		
			口座振替勧奨事業の推進		
			【口座振替加入率】		
			37.5%	38.0%	38.5%
			租税教育の推進		

(実施課：税務課)

都市像 区政運営の基本姿勢

基本方針 基礎自治体としての基盤を確立する

---

## 品川区総合実施計画

---

平成28年度～平成30年度（第4次）

発行月 ○平成28年4月（定価500円）

発行 ○品川区

編集 ○企画部

## 非核平和都市品川宣言

今、この地球に、  
人類は自らを滅ぼして余りある  
核兵器を蓄えた。  
いまだかつて、開発された兵器で  
使われなかったものはない。  
これは、歴史の恐るべき証明である。

一刻も早く、核兵器をなくさなければならない。  
頭上に核の閃光がひらめく前に。  
遅すぎたとき、それを悔やむだけの未来すら、  
我われには残されていない。

品川区は、  
核兵器廃絶と恒久平和確立の悲願を込めて、  
ここに非核平和都市を宣言し、  
全世界に訴える。  
我われは、いかなる国であれ、  
いかなる理由であれ、  
核兵器の製造、配備、持込みを認めない。  
持てる国は、即時に核兵器を捨てよと。

このかけがえのない美しい地球と、  
そこに住む生きとし生けるものを、  
守り伝えるために。

制定 昭和 60 年 3 月 26 日

品川区

## 人権尊重都市品川宣言

人間は生まれながらにして  
自由であり、平等である  
いかなる国や個人も、いかなる理由であれ  
絶対にこれを侵すことはできない

幾多の試練と犠牲のもとに  
日本国憲法と世界人権宣言は  
この人類普遍の原理をあらわし  
人権の尊重が  
国際社会の責務であることを明らかにした

今日、我が国社会の実情は  
いまだに差別意識と偏見が  
人々の暮らしの中に深く根づき  
部落差別をはじめ  
障害者、女性、先住民族、外国人への差別など  
どれほど多くの人間が苦しんでいることか

人間がつくりあげた差別は  
人間の理性と良心によって  
必ずや解消できることを  
我々は確信する

平和で心ゆたかな  
人間尊重の社会の実現をめざす品川区は  
『人権尊重都市品川』を宣言し  
差別の実態の解消に努め  
人権尊重思想の普及啓発と教育を推進することを  
ここに誓う

制定 平成5年4月28日

品川区



品川区